

///生活支援体制を整備するために///

生活支援コーディネーターと協議体の手引き



厚木市地域包括ケア推進担当

目 次

1	生活支援体制整備に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体の活動理念・・・・・・・・	1
3	コーディネーターに期待される機能と役割・・・・・・・・	2
4	協議体に期待される機能と役割・・・・・・・・	5
5	生活支援体制整備の取組を進める上での視点・・・・・・・・	8
6	厚生労働省「中央研修テキスト」からの抜粋資料・・・・・・・・	11

※介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインを参照のこと。

※「生活支援等サービス」とは、総合事業として提供されるサービスのほか、総合事業には位置づけられていない住民主体の地域の助け合い、民間企業による市場のサービス、市町村の単独事業等を含みます。また、共生社会の推進の観点から、一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）として行われる通いの場においては、一般高齢者、障害者、子どもなども加わることができ、通所型サービスBとして行われる通いの場においても、同様の観点から、要支援者等の利用が中心となっていれば、一般高齢者、障害者、子どもなども加わることができます。

1 生活支援体制整備に当たって

住民主体の自発的な活動・組織を創出するには、まずは住民に対して地域づくりの合意形成を図る必要があります。住民自身がやりがいを感じ、やらされ感がない自発的な活動・組織を創出することが当該取組の重要な視点です。

また、地域のニーズが要支援者等のみに限定されるものではないことから、高齢者、障がい者、児童等も含めた対象を限定しない豊かな地域づくりを心がけることが重要であり、住民主体の支援等を実施していくうえで、「共生社会の推進」という観点が重要です。

2 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体の活動理念

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）（以下「コーディネーター」という。）や協議体が地域づくりを行うに当たっての活動理念は、次のとおりです。

(1) 利用者への支援やサービスの質に関する理念

ア 高齢者等が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持し、高齢者等が地域で自分らしい生活を送ることができるように、その人の状態に最適な生活支援等サービスの活用を支援する。

既存の社会資源や地域のニーズをしっかりと把握し、非営利・営利を問わず様々な主体に働きかけて、求められるサービスが提供される体制をつくります。住民主体のサービス提供を目指しつつ、民間市場のサービスも上手に使いながら広くサービスが普及することと同時に、低所得の高齢者等もサービスが利用できるようにしていく必要があります。

イ 生活支援等サービスの質を担保する（役立つ、使いやすい、信頼がおける、自立や社会参加に資する、ソーシャルサポートを維持する）。

役に立ち使いやすいサービス、自立や社会参加を促進する、地域との関係を切らずにソーシャルサポートを維持するなど、高齢者等の尊厳を保持し、高齢者等が地域で自立して自分らしい生活を送り続けることができるよう、住民と介護サービス事業者や専門職等が協働し、地域全体でサービスの質を担保することが大切です。

(2) 地域の福祉力の形成に関する理念

ア 地域のできるだけ多くの主体や元気な高齢者等の参加を得てサービスが提供できる体制を整える。

支援を必要とする利用者にとって最適なサービスを提供できるように、できるだけ多くの地域の主体や元気な高齢者等の参加を得て生活支援等サービスが提供できる体制や基盤をつくっていくことが基本です。具体的には、元気なうちはもちろん、要支援や要介護状態になっても地域で役割を持ち続けられる住民主体の活動の機会・場づくりを追求し、このことが生活支援や介護予防などの助け合い活動にも自然につながっていくという視点に立った取組が大切です。

イ 支え上手、支えられ上手を増やす。

利用者も、住民による活動の支援を受ける時には、消費者としてお客様のようにサービスを利用するのではなく、担い手のそのような意識を十分理解して「助けられ上

手」になれるよう、コーディネーターや協議体も活動の意義についてよく伝えていくことが必要です。また、要支援等の状態になっても、例えば、サロンなどの場に、利用者というよりも担い手として参加しながら、運営の役割の一部を担ったり、他の利用者を支えたり、みんなと一緒に地域活動に参加したりすることが日々の喜びや生活の張りにつながります。

ウ 地域の参加を広げ、地域の力量を高める。

地域住民による活動を支えるものは、地域で人と関わり、役割を発揮したいというニーズや、同じ住民としての共感やお互い様という意識、自分たちの地域を自分たちで支えようという自治の意思であったりします。そうした意識や行動をつくり出していくために、住民に日常生活上の問題を積極的に投げかけ、住民自身で何をしていか話し合い、活動を生み出すことができるよう、コーディネーターや協議体はワークショップなどの場づくり・仲間づくり・組織づくりを支援し、活動の運営についても一緒に考えていく必要があります。

行政に頼まれたから協力してやっているだけという意識での活動、自発性や仲間関係がない、自分たちの企画に基づかない活動は長続きしませんし、地域からの参加や支援の広がりも期待できません。

エ 地域とともにサービスや活動を創出し、一緒に運営していく。

介護サービス事業者や専門職も、住民の活動を資源の一つとだけ考えて、してほしいことを伝えるだけという形では住民活動との協働はできません。フォーマルなサービスでは対応できない柔軟な支援を実施すること、支えられる側・支える側の区別があまりないことで豊かな関係性や役割が持てることなど、住民による活動の意義を十分理解することが必要です。

(3) 地域社会の持続可能性に関する理念

ア 皆で資源を持ち寄り、賢く効率的に財源を使う。

イ 地域の実情や将来の介護保険制度等の姿をよく考える。

生活支援等サービス、介護保険サービスは、地域社会の持続性に深く関わります。生活支援等サービスに参画することをきっかけに、時間や労力を持ち寄ってできることは自分たちで行い、同時に、公的な財源や制度を上手に使いこなすことができる住民の力が高まっていくよう取り組むことが望まれます。

3 コーディネーターに期待される機能と役割

(1) 第1層、第2層、第3層の考え方

コーディネーターは、第1層は市全域を、第2層は地域包括支援センター圏域を対象に、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等の資源開発、関係者のネットワーク化の推進、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等を主たる役割とします。

一方、第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれ、当該サービス提供主体での利用者と提供者のマッチング（利用者へのサービス提供内容の調整）という役割に特化されます。

(2) コーディネーターの設置目的

厚木市生活支援コーディネーター設置規程

(設置)

第1条 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会の実現に向け、地域における高齢者等の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進するため、ボランティア等を担い手とした生活支援等サービスの資源開発、生活支援等サービス提供主体間のネットワークの構築等を行う厚木市生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすことにより、地域における生活支援等サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とします。

(3) コーディネーターの役割等

厚木市生活支援コーディネーター設置規程

(職務)

第2条 コーディネーターは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 生活支援に係る地域資源及び地域ニーズの把握に関すること。
- (2) 地域に不足する生活支援等サービスの創出に関すること。
- (3) 生活支援等サービスの担い手の養成に関すること。
- (4) 生活支援等サービスの担い手が活動する場の確保に関すること。
- (5) 事業主体間の情報共有に関すること。
- (6) 生活支援等サービス提供主体間の連携の体制づくりに関すること。
- (7) 地域の支援ニーズと生活支援等サービス提供主体の活動の照合に関すること。

第1層及び第2層のコーディネーターの活動は、市全域及び地域包括支援センター圏域において利用者のニーズに合った生活支援等サービスが行われるように、既存の資源を把握し、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成等の資源開発や関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携の体制づくりなどのネットワーク構築を進めることに重点が置かれます。

具体的には、地域ケア会議や協議体等の協議を通じて、不足していることが明らかにされたサービスや住民主体の助け合い等について、市や地域包括支援センター等と連携して、既存の組織にサービスや活動を開始するよう働きかけたり、元気な高齢者等が生活支援等サービスの担い手として活動できる機会・場を確保したり、新たな組織の設立を支援したり（立ち上げ支援）といったサービス・資源の開発活動を行います。サービスの開発については、ニーズに対応するサービス全てを新しく開発する必要はなく、既に存在し利用できる地域資源については、その活用を図ることが重要な視点であり、また、広範囲に渡って検討する必要があります。既存のサービスに加え、このような視点で開発されたサービスの中で、事業費を充てる必要性や総合事業のコンセプトとの整合

性の観点等から総合事業に適合するサービスを組み込むと考えることが重要です。

また、地域ケア会議は、個別のケースについて、多職種、住民等の地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者間で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、さらには施策化をボトムアップで図っていく仕組みであり、生活支援等サービスを図っていくうえで、コーディネーターや協議体の仕組みと連携しながら、積極的に活用を図っていくことが望ましいと考えています。

さらに、サービス提供主体の活動が安定的に継続・発展できるように、市や地域包括支援センター、中間支援組織（NPO支援センターやボランティアセンター、ホームヘルプ・移動・食事サービス等の特定領域における生活支援サービスの連絡会組織）等と連携して、活動が継続できる基盤整備を進めます。

第1層コーディネーターは、こうした活動全体を通じて、行政との調整や橋渡しを行うことも重要な役割となります。

第2層コーディネーターには、上記のような役割のほか、地域包括支援センターと連携して圏域内にあるサービス提供主体を把握したうえで、サービスの利用を希望する者や居宅介護支援事業所に情報提供したり、地域の支援ニーズとマッチングしたりするといった活動を行います。とりわけ地域住民による自発的な活動は、同じ地域住民としての共感に基づいて活動が行われているため、単にサービスを利用するといった感覚で利用者や事業所が認識すると、担い手の活動意欲が損なわれかねません。このため、サービス利用を調整する場面において、利用者や事業者・専門職等が住民による活動の意義や特性をよく理解できるように啓発し、橋渡しする役割も重要となります。

(4) コーディネーターの配置

第1層及び第2層のコーディネーターについては、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績がある者、又は中間支援等を行う団体等であって、地域の多様なサービス提供主体と連絡調整できるような立場の者をコーディネーターとして任用することが望ましく、地域の公益的活動の視点、公正中立な視点を有し、所属の団体の立場ではなく地域全体のために協働しながら役割を果たすことが求められます。

コーディネーターには、資源開発、ネットワーク構築、支援ニーズと取組のマッチング等多くのコーディネート機能が期待されることもあり、社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）のような職種にあっても、経験や実績のある人材の確保・活用の観点から、必要に応じて兼務することも可能であるとしています。基本的には「地域の人材」を配置することを想定しています。

(5) コーディネーターの資格・要件

特定の資格要件の定めはありませんが、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましく、コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当です。

(6) 費用負担

人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業の包括的支援事業（生活支援体制整備事業）の対象とします。

4 協議体に期待される機能と役割

(1) 協議体の設置目的

厚木市生活支援体制整備協議体設置規程

(設置)

第1条 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会の実現に向け、地域における高齢者等の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備を推進するため、生活支援等サービスを担う多様な関係主体等の情報共有及び連携・協働による取組を推進する厚木市生活支援体制整備協議体（以下「協議体」という。）を設置する。

生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的とします。

(2) 協議体の役割等

厚木市生活支援体制整備協議体設置規程

(所掌事務)

第2条 協議体は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 厚木市生活支援コーディネーターの組織的な補完に関する事。
- (2) 地域ニーズの把握に関する事。
- (3) 情報の可視化の推進に関する事。
- (4) 地域づくりに関する企画、立案及び方針の協議に関する事。
- (5) 地域づくりにおける意識の統一に関する事。
- (6) 多様な関係主体間の情報交換等に関する事。
- (7) 厚木市生活支援コーディネーターの推薦に関する事。
- (8) その他前条の設置目的を達成するために必要と認める事。

協議体に期待される機能は、コーディネーターの組織的補完、アンケート調査やマッピング等の実施による地域ニーズ（あったらいいな）の把握、情報の見える化の推進、地域づくりにおける意識の統一を図る場（規範的統合）、情報交換や働きかけの場等です。

まずは、協議体の構成メンバーが、それぞれ把握している地域の課題や足りないサービス等について定期的に情報交換を行い、それを元にどのような地域づくりを行うか議論することが重要です。その際には、例えば、ワークショップ形式で構成メンバーから出された多様な意見をまとめて整理し、議論を展開していくことも手法の一つです。こうした方法等を活用しながら議論を重ね、協議体の構成メンバーにおいて地域づくりに向けた意識の統一を図り、地域における合意形成を促進するとともに、合意された方向に基づいて、コーディネーターが中心となってサービス開発等へ向けた活動を行うこととなります。

第2層協議体においては、地域で活動する住民等とコミュニケーションをとりながら、より具体的な地域ニーズの把握や、担い手の発掘・養成、担い手同士の交流の場づくりをすることなどが求められます。

(3) 協議体の構成団体等

<p>厚木市生活支援体制整備協議体設置規程 (組織)</p> <p>第3条 協議体のうち、市全域を対象とするものを第1層協議体、地域包括支援センター圏域を対象とするものを第2層協議体とする。</p> <p>2 第1層協議体の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 厚木市第1層生活支援コーディネーター(2) 厚木市自治会連絡協議会の代表(3) 厚木市民生委員児童委員協議会の代表(4) 厚木市地域福祉推進協議会の代表(5) 厚木市地域包括支援センターの職員(6) 厚木市障がい者相談支援センターの職員(7) 社会福祉法人厚木市社会福祉協議会の代表(8) 公益社団法人厚木市シルバー人材センターの代表(9) その他第1条の設置目的を達成するために市長が必要と認めるもの <p>3 第2層協議体のメンバーは、第2層生活支援コーディネーターのほか、地域の実情に応じて選出されたメンバーにより構成するものとする。</p> <p>4 協議体は、必要に応じ、特定事項を調査し及び研究するために部会を置くことができる。</p>
--

第1層協議体は市全域に係る情報共有及び連携強化の場として、第2層協議体は地域包括支援センター圏域に係る情報共有及び連携強化の場として、それぞれ設置します。

協議体を構成するメンバーとして想定されるのは、市、地域包括支援センター等の行政機関、コーディネーターのほか、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者が挙げられ、この他にも地域の実情に応じて適宜参加者を募ることが望ましく、特に第2層協議体には、住民主体の活動を広める観点から、地域で活動する地縁組織や意欲のある住民が構成メンバーとして加わることが望ましいと考えます。

また、生活支援体制整備事業は、市の生活支援等サービスの体制整備を目的としており、介護保険でのサービスのみならず、市実施事業や民間市場、あるいは地域の支え合いで行われているサービスを含めて市内の資源を把握し、保険外のサービスを促進しつつ、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるような取組を積極的に進める必要があることから、配食事業者、移動販売事業者等、地域の高齢者等の生活を支える上で必要不可欠な民間企業にも地域の実情に応じて参画いただくことが想定されています。

さらに、家族等の介護者を支援する介護者支援の視点も重要であり、介護者の負担軽減等を図るため、介護者支援に取り組む中間支援組織等も構成メンバーに加えることも

望ましいと考えています。

なお、協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、例えば、協議体の機能を有するような既存の会議等も積極的に活用しつつ、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々に構成メンバーを増やしていくといった方法も有効です。

第2層協議体のメンバーは、地域で活動し、実態を把握している者が適任です。充て職とならず、具体的・現実的な意見や実践ができるものをメンバーにすることが重要となりますので、次の観点を参考に地域の実情に応じて選出します。

①住民主体の活動を広める観点からみたメンバーの一例

- ・公募市民（熱意・意欲のある住民）
- ・自治住民組織の代表
- ・民生委員児童委員協議会の代表
- ・地区地域福祉推進委員会の代表
- ・ボランティア団体の代表
- ・学校関係者

②高齢者等の支援ニーズの把握の観点からみたメンバーの一例

- ・民生委員児童委員協議会の代表
- ・地区地域福祉推進委員会の代表
- ・ボランティア団体の代表
- ・協同組合やNPO 法人の代表
- ・地域において生活支援等サービスを提供する民間事業者の代表
- ・社会福祉法人の代表
- ・行政職員

③介護保険外のサービスを促進する観点からみたメンバーの一例

- ・公募市民（熱意・意欲のある住民）
- ・ボランティア団体の代表
- ・協同組合やNPO 法人の代表
- ・地域において生活支援等サービスを提供する民間事業者の代表
- ・社会福祉法人の代表

④家族等の介護支援者を支援する介護者支援の観点からみたメンバーの一例

- ・協働組合やNPO 法人の代表
- ・社会福祉法人の代表
- ・介護者支援に取り組む団体の代表

(4) 協議体の事務局

地域包括支援センターが開催する地域ケア会議は、個別ケースについて、多職種、住民等の地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題を関係者で共有し、課題解決に向け、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発、さらには施策化をボトムアップで図っていく仕組みであり、協議体の所掌事務と重複・類似する部分が

多く、地域ケア会議を積極的に活用する上でも、地域包括支援センターが第2層協議体の事務局を担うことが効率的と考えています。

(5) 費用負担

人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業の包括的支援事業（生活支援体制整備事業）の対象とします。

5 生活支援体制整備の取組を進める上での視点

(1) 協議体の立ち上げ

ア 特に、既存の地域ケア会議や小地域の自発的な住民の協議組織等が十分に機能している場合、協議体が屋上屋とならないよう、留意する必要があります。

イ 既存の会議にコーディネーターが参加した会議を協議体と位置付けることもできます。

ウ 協議体は、検討する課題によってメンバーを加除できるよう、柔軟に検討できる仕組みとする方法も考えられます。

エ 組織づくりが目的にならないよう、住民やメンバーのペースを尊重します。

オ 協議体メンバーは、地域で活動し、実態を把握している方が適任です。形式的に団体の役員をメンバーにするのではなく、具体的・現実的な意見や実践が出来る者が望まれます。

カ コーディネーターは、地域の状況を把握しているため、地域ケア会議に参加することで、地域課題の共有やネットワーク構築、課題の発見、支援の開発を援助することができます。

(2) 協議体・コーディネーターによる開発の視点

ア 協議体は、団体が協働し、地域のニーズ（あったらいいな）を話し合い、活動の開発や企画等をする場、コーディネーターは、地域資源やニーズを発掘し、調整や開発、養成等、地域づくりの推進者（担い手養成・組織づくり・活動開始にもっていく人）です。

イ 開発の進め方は、今ある住民活動を壊さない、今あるものでそのまま活用できるものは活用し、内容の追加や形を変えることでできる可能性がないか議論することも大切です。

ウ 住民に生活支援体制整備事業の趣旨を丁寧に説明し、自発的に参加できる雰囲気づくりも必要です。

(3) 資源の把握と開発

ア 資源とは、高齢者等が「利用する資源」「参加する資源」地域活動のための資源（場所、人材、財源、情報等）をいいます。

イ 今あるものの把握だけでなく、資源化できるものを探します。一見、福祉・高齢者と関係なさそうな資源も資源化します。

- ・生活支援サービスやモノ（便利屋、ロボット型掃除機等）
- ・商店や公園、市民農場、ヨガ教室

- ・空き家、遊休スペース・施設・設備
- ・高齢者や障がい者との交流を希望する子育てサークル等
- ・こんな組織・人たちも地域活動の資源

小規模多機能型居宅介護や認知症対応型グループホームの利用者、サービス付き高齢者向け住宅等の入居者、障がいのある人、小中高生、社会福祉法人、薬局、サービス付き高齢者向け住宅等の建物

(4) 活動のネットワーキング・開発

- ア 地域のために活動している支援者（NPO やボランティア等）・グループの情報共有の場において、地域の実情、生活課題が抽出されてきます。すべて住民活動で対応すると考えるのではなく、民間サービス・商品の活用も重要です。
- イ 要支援・非該当に対応できる地域活動を増やしていきます。住民だけでは限界があるため、住民活動と専門機関・専門職とのミックスを考えます。
- ウ サロン・見守りなどサービスや支援だけでなく、高齢者等の社会参加による役割・活動の場の開発も重要です。
- エ 無償活動だけでなく、就労や有償活動も重要です。
- オ 人材養成においては、自立支援や介護予防に向けた関わり方を示すことが大切です。

(5) 住民の理解・啓発

- ア 「今まで専門職がやっていたことを住民に押し付ける」「サービスが受けられなくなる」といった誤解を解きます。
- イ 地域のために活動している住民が大勢いることを大いに広報・評価します。
- ウ 身近な地域のサービス情報、活動情報、資源情報を入手できるようにします。
- エ 様々な集まりに行政職員、社協職員、包括センター職員が出向き、総合事業や生活支援体制整備事業の趣旨を説明します。
- オ 様々な生涯学習や市民活動支援施策を活用し、住民が、まちの将来や高齢期の社会参加・生き方を考えるための機会をつくります。

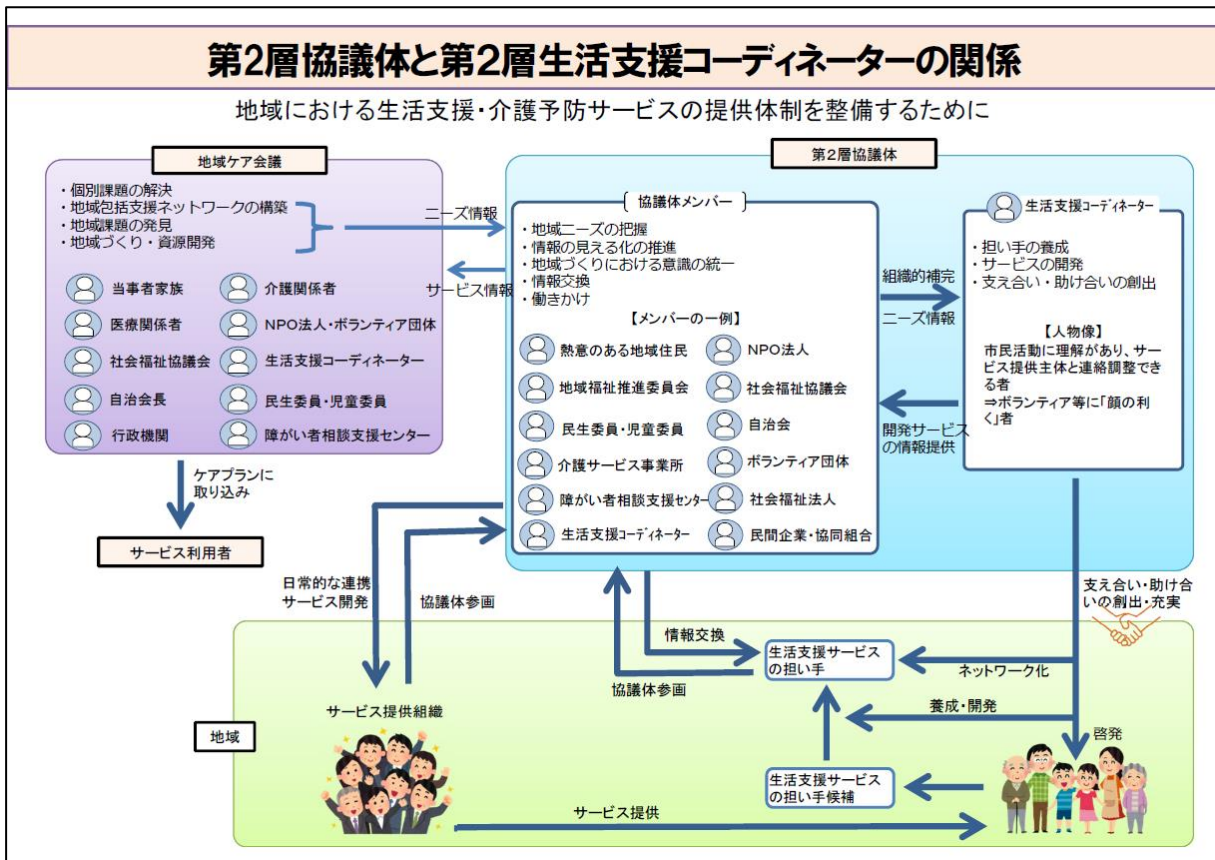
(6) 予防プランの検証

- ア 行政や包括センターで予防訪問介護・予防通所介護のケアプラン検証を行い、ニーズや資源の状況を協議体で共有することも効果的です。
 - ・専門職でなくても対応できることをしていないか。…掃除、ゴミ出し、買い物時の荷物の持ち帰りなど
 - ・本当は違うニーズに対応していないか。…人付き合いが苦手／孤独なので、ヘルパーに来てほしい
 - ・地域の居場所・活動の場で代替できないか。
 - ・専門的支援は、状態改善を目標にした時限介入中心にできないか。

(7) 住民と協働できる専門性

- ア 専門職が住民との協働の流儀を身につけることが必要です。
 - ・介護サービスだけで支えようとする意識を変える。
 - ・一緒に支えるために住民の知恵・情報・力をもらう。

- ・住民活動の価値、活動者の思いをよく理解する。
- イ 家族・友人・地域がしていることを評価し支えます。
 - ・今周囲ができていることを維持する（失わせない）。
- ウ 生活の中で本人の役割をつくります。
 - 例えば、
 - ・当事者としての体験・知恵を他の住民に伝えてもらう。
 - ・専門職がしっかり支えることで住民・地域が安心して活動できるようにし、住民・地域の支える力を引き出し、高める。



新1

生活支援コーディネーターの活動について

1. 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)と協議体の活動理念
利用者、他の専門職、行政職員等とも共有できるよう働きかける

■利用者への支援やサービスの質に関する理念

○地域のできるだけ多くの主体や元気な高齢者の参加を得てサービスが提供できる体制を整える。

○高齢者が、地域での生活を円滑に行えるように、その人の状態に最適な生活支援サービスの活用を支援する

○生活支援サービスの質を担保する(役立つ、使いやすい、信頼がおける、自立や社会参加に資する、ソーシャルサポートを維持する)

■地域の福祉力の形成に関する理念

○支え上手、支えられ上手を増やす

○地域の参加を広げ、地域の力量を高める

○地域とともにサービスや活動を作り出し、一緒に運営していく

■地域社会の持続可能性に関する理念

○皆で資源を持ち寄り、賢く・効率的に財源を使う

○地域社会の持続可能性を高める

2. コーディネーターの活動

(1) 第1層のコーディネーターの活動

○市町村全域でのサービス開発

・市町村全域で生活支援サービスが利用できるよう、現在あるいは今後生活支援サービスを行う活動主体を把握する。

・既存の団体への活動開始への働きかけ、立ち上げ支援等を行う。

○住民によるサービス提供主体への活動支援

・中間支援組織やサービス提供組織と協働し、ボランティアの呼びかけやサービスの案内等の広報支援、養成研修、スキルアップ研修等を行う。

・同種の活動を行っている団体の情報交換や連絡の場を設けたり、協働を促す。

・継続的な活動を行う組織への、事務所・コーディネーター等の確保に関する支援方策の検討。

○行政からの情報提供や意見交換の促進

・行政の施策等の情報をコーディネーターやサービス提供主体に提供し、定期的な意見交換の場を設けるなど、行政との連携や施策の計画的な推進を促進する

(2) 第2層のコーディネーターの活動

- 生活支援サービスについてのニーズ把握
 - ・地域包括支援センター等と協働して既存の情報を活用し、小地域ごとにニーズを明らかにする。
 - ・地域の住民組織等との日常的な意見交換
- 圏域の活動団体・社会資源の把握
 - ・生活支援サービスを行っている団体、サロン活動の拠点、高齢者がよく買い物に行く商店街、地域密着型の企業など社会資源を把握する
- 圏域に必要なサービスや活動(社会参加・活動の場・居場所等)の開発
 - ・開発視点は第1層のコーディネーターの活動と同様。住民の気づきの支援など、活動の支援と開発を一体的に進めていく
- 地域への情報提供と利用者のサービスへの結び付け
 - ・生活支援サービスの情報をリストや冊子にまとめ、利用者、地域の支援者・活動者、居宅介護支援事業所等に提供する
- サービス提供主体・地域の諸団体、居宅介護支援・介護サービス事業所間の日常的な連携・協働の促進
 - ・互いの役割分担等についての共通認識の醸成

(3) 第3層のコーディネーターの活動

- 支援を必要とする人のアセスメントと生活プランづくりのお手伝い
 - ・利用者が地域の支援を得ながら、地域で自分らしい生活を続けることが出来る生活支援プランを、利用者と一緒に考えていく
- サービスの担い手の支援
 - ・担い手が、不安なく意欲を持ち活動し続けることが出来るよう、技能習得のための研修などを行う
- サービス提供時の関係機関との調整
 - ・利用者の生活ニーズを代弁し、活動の担い手側に立ち、担い手の声や課題を専門職等に対し代弁する

3 コーディネーター、協議体の位置づけ

(1)「介護予防・日常生活支援総合事業」ガイドライン における位置づけ

(生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員))

- 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」(以下「コーディネーター」という。)とする。

(協議体)

- 市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを「協議体」とする。

(コーディネーターと協議体によるコーディネート機能の考え方)

- 日常生活ニーズ調査や地域ケア会議等により、地域の高齢者支援のニーズ及び地域資源の状況について十分把握し、地域における以下の取組を総合的に支援・推進。
 - ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
 - ② 地縁組織等多様な主体への協力依頼などの働きかけ
 - ③ 関係者のネットワーク化
 - ④ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
 - ⑤ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発(担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能)
 - ⑥ ニーズとサービスのマッチング

- コーディネート機能は、概ね以下の3層で展開。当面は第1層・第2層の機能を充実し、体制整備を推進していくことが重要。
 - ・第1層 市町村区域で①～⑤を中心に行う機能
 - ・第2層 日常生活圏域で、第1層の機能の下、①～⑥を行う機能
 - ・第3層 個々の生活支援、介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能

(2) コーディネーターの目的・役割等

① コーディネーターの設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、上記のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進することを目的とする。

② コーディネーターの役割等

- ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発(第1層、第2層)
- ・関係者のネットワーク化(第1層、第2層)
- ・ニーズとサービスのマッチング(第2層)

③ 配置

地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。

④ コーディネーターの資格・要件

地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。

(3) 協議体の目的・役割等

① 協議体の設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的とする。

② 協議体の役割等

- コーディネーターの組織的な補完
- 地域ニーズの把握(アンケート調査やマッピング等の実施)
- 情報の見える化の推進
- 企画、立案、方針策定を行う場
- 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- 情報交換の場
- 働きかけの場

③ 協議体の設置主体

市町村と第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体を設置する。

④ 協議体の構成団体等

- ・行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
- ・コーディネーター
- ・地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

⑤費用負担

人件費、委託費、活動費用については、地域支援事業(平成26年度(平成26年度:任意事業(生活支援基盤整備)、平成27年度以降:包括的支援事業)が活用可能

※コーディネーターの配置、協議体の設置形態は、地域の実情に応じて既存の資源を活用した様々なあり方を想定

※コーディネーターの活動、協議体の協議のいずれも、地域の公益的な活動の視点、公平中立な視点が大切

(2) コーディネーターの配置と基本的な役割

○第1層のコーディネーター(広域開発型) ...市町村レベルにおいて市町村全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する役割

○第2層のコーディネーター(圏域調整型) ...中学校区や日常生活圏域等において圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する役割

○第3層のコーディネーター(サービス提供型) ...生活支援サービスの提供組織(以下「サービス提供組織」)において利用者へのサービスの提供を行う役割

(3) 協議体の役割

・様々な主体の参画を得て、地域課題やニーズを共有し、地域づくりの目的や方針の共通認識を持ち、協働サービスや資源開発等を進める場であり、コーディネーター活動に組織的な裏づけを与える

	参画者	機能
第1層	サービス提供主体のネットワーク、地域包括支援センターの連絡組織、中間支援組織、自治会連合会、民生委員・児童委員協議会、介護サービス事業所の協議会、経済・商工団体、行政関係部局等	<ul style="list-style-type: none"> ○既存資源やニーズ・課題の共有、サービス開発、資源開発 ○団体間の合意形成、協働の取り組みを促進 ○地域ケア推進会議、中間支援組織、市町村と密接に連携
第2層	圏域内のサービス提供主体(第3層)、町内会・自治会連合会、民生委員協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域内での生活支援サービス提供にかかる日常的な協議、ルール作り ○団体間の関係形成 ○地域ケア個別会議と連携

生活支援体制を整備するために

平成 29 年 8 月 発行

編 集 厚木市福祉部福祉総務課地域包括ケア推進担当

発 行 厚木市

神奈川県厚木市中町三丁目 17 番 17 号

〒243-8511 電話(046)223-1511 (代表)
